

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 7 日現在

機関番号：14401

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009～2012

課題番号：21720165

研究課題名（和文）日本語諸方言における否定疑問形式の終助詞化に関する記述的研究

研究課題名（英文）Descriptive Approach to the Grammaticalization of Negative Question in Japanese Dialects.

研究代表者

高木 千恵（TAKAGI CHIE）

大阪大学・文学研究科・准教授

研究者番号：50454591

研究成果の概要（和文）：本研究は、否定疑問形式に由来する日本語諸方言のモダリティ形式に焦点を当て、各形式の用法を包括的に記述し、それぞれを対照させることで「否定疑問形式の終助詞化」という文法化現象の一類型を提示しようとするものである。そして、方言文法の記述から得られた知見をもとに方言研究と標準語研究との連携を促し、日本語のモダリティ研究に新しい視点を提供することを目的としている。本研究では、大阪方言・鳥取西部方言・宮崎方言を主たる対象とし、否定疑問形式に由来するとされるそれぞれのモダリティ形式の文法的意味に関する記述を試みた。また並行して、否定疑問文やモダリティに関する標準語研究の成果を整理し、〈同意要求〉のモダリティをどのように記述すべきかについて検討した。

研究成果の概要（英文）：In this study, we focused on the grammaticalization of negative question in Japanese dialects. Our main purposes of this study are; (1) to describe grammatical meanings of sentence-final particles derived from negative question forms in Japanese dialects spoken in Osaka, Tottori, and Miyazaki, (2) to examine the process of grammaticalization from negative question forms to sentence-final particles, and (3) to discuss the definition of the modality that requires agreement.

By the descriptive approach, we concluded that those sentence-final particles are modality markers which indicate that speaker requires hearer's agreement with their opinion, and grammatically they do not have negative meaning any more although their origins are negative question forms. The process of the grammaticalization can be described as follows; firstly, negative question forms originally have several meanings such as the question of negative proposition, or the requiring agreement with the positive proposition. Secondly, by semantic bleaching and decategorization those (part of) forms become modality markers that require hearer's agreement. We also discussed the definition of the modality requiring agreement, which has not been described in detail in the study of Standard Japanese.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	600,000	180,000	780,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	700,000	210,000	910,000
総計	2,700,000	810,000	3,510,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：言語学・日本語学

キーワード：方言，終助詞化，否定疑問形式，同意要求

1. 研究開始当初の背景

日本語諸方言には、否定疑問形式の終助詞化という文法化現象がみとめられる。これは、述語の否定疑問形式が一語化し、〈否定〉〈疑問〉といったもとの文法的意味を失って、事態に対する話し手の認識や態度を表すモダリティ形式となるという変化である。たとえば、大阪方言の終助詞ヤンカは名詞述語の否定疑問形式であるヤナイカに由来する形式であるが、そこから、前接形態の品詞に制約のない終助詞へと変化し、〈確認要求〉という機能を担って使用されている（高木千恵「関西若年層にみられる標準語形ジャナイ（カ）の使用」『日本語の研究』1-2, 2005年）。

名詞述語の否定疑問形式がモダリティ形式へ移行するという変化は、日本語標準語にもみとめられるものである。田野村忠温は、論文「否定疑問文小考」(『国語学』152, 1988年)において、名詞述語の否定疑問形式である「ではないか」に〈否定〉の意味をもたない用法があると指摘し、デハナイカⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類という三つの類を立てて整理した。以後、三宅知宏「否定疑問文における確認要求的表現について」(『現代日本語研究』1, 1994年)、井上優「いわゆる非分析的な否定疑問文をめぐって」(『国立国語研究所報告』107, 1994年)、安達太郎『日本語否定疑問文における判断の諸相』(1999年)、宮崎和人『現代日本語の疑問表現』(2005年)といった多くの論考が提出され、標準語の「ではないか」および関連する諸形式の意味記述が進められた。

標準語研究における文法記述のこうした深化は、方言終助詞の記述的研究にも影響を与えている。これまでは「標準語の『ではないか』にあたる」といった語の置き換えによる説明で済まされることが多かった方言終助詞だが、近年では〈確認要求〉という文法的意味にかかわる諸形式についての詳細な記述が試みられている（前川朱里「『(ヤ)ガナ』と『ヤンカ』の用法・機能上の相違について」『現代日本語研究』7, 2000年、松丸真大「東京方言のジャンについて」『阪大社会言語学研究ノート』3, 2001年、など）。

しかしながら、個々の方言終助詞の包括的な記述のためには、標準語の成果を援用するだけではやはり不十分である。標準語の用法分類枠を用いるということは、同時に、当該方言固有の用法を見落とし、分析されるべき形式を記述の対象外とする危険をはらんでもいる。たとえば大阪方言の場合、否定疑問

形式に由来する終助詞にヤンカ・チャウカ・コトナイカがあるが、ヤンカ・チャウカに比べ、コトナイカに関する記述や指摘は非常に少ない。ヤンカ・チャウカは〈確認要求〉や〈推測〉を表す点で標準語の「ではないか」の用法と共通している。一方、コトナイカは、〈同意要求〉という、標準語の「ではないか」には存在しない用法を担っている（高木千恵「大阪方言の述語否定形式と否定疑問文」『阪大社会言語学研究ノート』7, 2005年）。そのため、標準語の「ではないか」の記述の枠組みを援用したのではコトナイカが捨棄されてしまうのである。本研究では、標準語の文法研究の成果にも目を配りつつ、記述対象として諸方言の否定疑問形式およびそれを出自とする終助詞を網羅し、より包括的な記述とすることを目指している。これは、否定疑問形式の終助詞化という文法化現象の解明の為にも必要なことである。

2. 研究の目的

本研究は、上述のような研究背景を踏まえ、否定疑問形式に由来する諸方言のモダリティ形式に焦点を当て、各形式の用法を包括的に記述し、それぞれを対照させることで「否定疑問形式の終助詞化」という文法化現象の一類型を提示しようとするものである。そして、その成果をもとに、方言研究と標準語研究との連携を促し、日本語のモダリティ研究に新しい視点を提供することを目指している。

3. 研究の方法

本研究では、(1) 要地方言の記述、および(2) 諸方言の否定疑問形式に関する資料や情報の整理、(3) 否定疑問形式の終助詞化プロセスの考察、(4) 標準語における〈同意要求〉のモダリティに関する研究の整理、の4点を行った。

(1) 要地方言の記述

本研究で対象としたのは、主として①大阪方言、②鳥取西部方言、③宮崎方言である（当初は、長野方言・高知方言についても詳細な記述を行う予定であったが、山陰地方の豪雪や新燃岳の噴火といった自然災害により鳥取西部方言と宮崎方言の調査に時間を要したため、長野方言・高知方言については十分な調査を実施することができなかった）。まずは大阪方言の新しい終助詞クナイについて、話者へのアンケート調査および面接調査

から得られた結果をもとに記述を行い、各地方言の記述のための共通調査票を作成した。そして、その共通調査票を用いて臨地調査をおこない、各地方言の否定疑問形式に由来する終助詞についてその用法を記述するという方法をとった。

(2) 諸方言の否定疑問形式に関する資料や情報の整理

他の研究者による方言終助詞の記述的研究、文化化研究を整理し、各地の方言に共通してみられる否定疑問形式の終助詞化プロセスを考察する手がかりとした。

(3) 否定疑問形式の終助詞化プロセスの考察

(1) および (2) を踏まえ、各地で進行中あるいは完了している否定疑問形式の終助詞化について、変化の要因や変化のプロセスについて考察した。

(4) 標準語研究の整理

否定疑問形式に由来する形式の多くが〈同意要求〉のモダリティ形式に特化する形で終助詞化していることを踏まえ、標準語の否定疑問文に関する記述、および〈同意要求〉のモダリティに関する記述の整理を試みた。

4. 研究成果

(1) 要地方言の記述

臨地調査によって得られた成果は以下の通りである。

①大阪方言における新しい終助詞クナイの用法とその成立プロセスの記述

大阪（を含めた関西）で主として若年層に使用が広がっている新しい終助詞クナイについて、その意味用法を記述し、成立のプロセスについて考察した（高木千恵「関西若年層の用いる同意要求の文末形式クナイについて」『日本語の研究』5-4）。

<クナイの形態的特徴>

動詞の基本形に接続する。名詞・ナ形容詞語幹やイ形容詞基本形との共起は稀である。

<クナイの文法的意味>

クナイは、〈同意要求〉に特化したモダリティ形式である。ここでの〈同意要求〉とは、(ア) 情報量において話し手と聞き手が同等の関係にある（と話し手が思っている）場合に、(イ) 一般的知識や追認可能な事象について肯定命題が成立するという見込みと、(ウ) 聞き手も同一の認識を示すという見込みを話し手が持った上で、(エ) 聞き手が同一の認識を持っている（あるいは、持つに至る）ことの表明を求める、と規定されるもの

である。

<クナイ成立のプロセス>

クナイが終助詞として析出された背景には、それに先立つ動詞の二重否定形式クナイ・ヘンクナイの成立と定着がある。すなわち、否定命題が成立することについての同意を求める「イカククナイ？（行かなくない？）」といった表現からクナイが析出され、「イククナイ？」のように肯定命題が成立することについての同意を求める「動詞基本形＋クナイ」が成立したと考えられるのである。また、こうしたプロセスを後押ししたものとして、形容詞否定形式に由来する同意要求の終助詞コトナイの存在が挙げられる。

②鳥取西部方言の終助詞ヘンの記述

<ヘンの形態的特徴>

ヘンは、動詞・形容詞の基本形に接続する。名詞・ナ形容詞を述語にとる場合にはコンピュータの基本形を介し、「〜ダヘン」となる。前接する品詞に制約がないという点で、当該方言のヘンは大阪方言のクナイよりも文法化が進んでいる。

<ヘンの文法的意味>

大阪方言のクナイの記述から作成した共通調査票を用いて面接調査を行った結果、ヘンの基本的な意味が〈同意要求〉にあることがわかった。否定疑問形式がもともと持っている〈否定〉という意味は失われており、話し手の願望や感情を語用論的に表すような否定疑問文特有の用法にも用いられることはなかった。

なお、当該方言を含む島根・鳥取県境周辺にみられるヘンについては間健介による研究論文がある（「島根・鳥取県境周辺にみられる新方言「〜ヘン」」『高知大国文』37, 2006年）。間論文では、ヘンの文法的意味について「同意確認」という用語を用いて説明しているが、ヘンを用いた発話の共通語訳においては、否定疑問形式・「だろう」・「よね」といった複数の形式が当てられている。今回の調査においては、否定疑問文の持つ用法のどの部分にヘンが使用されているかを明らかにするというアプローチを取っていたため、標準語において「だろう」「よね」が用いられる場合にヘンを使用することができるかどうかについては確認がおよばなかった。ただ、間論文では「同意確認」の規定が明確でなく、標準語研究でいうところの〈確認要求〉や〈同意要求〉のモダリティとの関連が不明である。こうした問題は、既存の談話資料とその標準語訳から形式の意味を探ろうとする場合にも立ち現れるものであった。

<ヘン成立のプロセス>

ヘンの終助詞化については、先の間論文の他、高橋純・伊藤沙季「島根県と鳥取県の県境周辺に見られる文末詞ヘンについて」(『島根県立大学短期大学部松江キャンパス研究紀要』48, 2010年)でも考察されている。両論文ともに、当該地域の方言にもともと備わっていた動詞の取り立て否定形式から否定辞のヘンが析出されるというプロセスを描いているが、動詞の取り立て否定形式を用いた疑問文自体が持つ意味については言及していない。いわゆる単純否定形式と取り立て否定形式の二種を持つ方言の場合、どちらの形式によって疑問文が作られるかで問いかける内容が異なることがある(工藤真由美「四国 宇和島方言の2つの否定形式」『国文学解釈と干渉』57-7, 1992年など)。(単純否定疑問形式ではなく)取り立て否定疑問形式の方に終助詞化が起こっているという事実から、それぞれの方言における取り立て否定疑問形式の意味そのものにも目を向けなければならないことが示唆されている。

③宮崎方言の終助詞コッセンの記述

<コッセンの形態的特徴>

コッセンは、動詞・形容詞の基本形に接続する。名詞・ナ形容詞を述語にとる場合にはコピュラの基本形を介し、「〜ヤコッセン」となる。前接する品詞に制約がないという点で、鳥取西部方言のヘンと同じく文法化の進んだ形式である。

<コッセンの文法的意味>

調査の結果、コッセンの基本的な意味も〈同意要求〉であることがわかった。また、コッセンについて「標準語の「よね」に当たる」と説明する話者が少なからず存在した。当該方言には標準語の「よね」に当たると説明される形式として他にガネがあるが、両者の異同については今回の調査では明らかにしえなかった。また、標準語の「よね」については「だろう」「ではないか」との関係から〈確認要求〉の表現として記述されることが多いが、「よね」が持つ〈同意要求〉の用法についても詳しい検討が必要である。

<コッセン成立のプロセス>

大阪方言のクナイは動詞否定辞の否定形(〜クナイ)の析出、鳥取西部方言のヘンは動詞の取り立て否定形(〜ヘン)の析出というプロセスが描けるが、コッセンの成立事情については、今回の調査でも明らかにすることができなかった。ただ、宮崎方言においても取り立て否定疑問形式の存在が注目される。というのは、中年層を対象とした調査のなかで、〈同意要求〉の表現として「ヨマッセン? (読みはしない?)」「トバッセン? (飛びはしない?)」といった取り立て否定

形式を用いた形式が回答されたのである。コッセン成立のプロセスにも取り立て否定形式の存在が関係していることが窺える。また、コッセンと同様の機能を持つコツネ(←「こと」+「ない」という終助詞があることから、取り立て否定形式とコツネとの混交によってコッセンが生まれたとみることができるのではないかと考えている。

(2) 否定疑問形式の終助詞化プロセスの考察

大阪方言・鳥取西部方言・宮崎方言の記述から得られた否定疑問形式の終助詞化プロセスは次のようになる。

<終助詞化の前提>

当該方言に、単純否定形式と取り立て否定形式の二つの否定形式が備わっている。そして多くの場合、両者が異なる意味用法を備えているか、あるいは少なくとも、取り立て否定疑問形式による〈同意要求〉の用法が当該方言に備わっている。

<否定疑問形式の終助詞化>

否定疑問形式によって表される複数の用法のうちの、〈同意要求〉に特化する形で否定形式の一部が析出され、終助詞となる。ただしコッセンについては、コツネという同意要求専用形式と取り立て否定形式(〜ッセン)との混交というプロセスを考える必要がある。

他地域方言における否定疑問形式の終助詞化に関する先行研究としては、橋本直幸「関門海峡周辺域に見られる言語変容の側面」(『岡山大学言語学論叢』8, 2000年)、平塚雄亮「動詞肯定形に接続する同意要求表現クナイ(カ)」(『日本語文法』9-1, 2009年)、平塚雄亮・原田走一郎「鹿児島県北薩方言の文末詞セン」(『日本語の研究』8-1, 2012年)などがある。橋本論文・平塚論文で扱われている福岡方言におけるクナイの成立については、大阪方言のクナイと同様のプロセスが描かれているが、名詞やナ形容詞語幹にも直接クナイを接続させることができる点で福岡方言の方が変化が進んでいる。また平塚・原田論文が取り上げた北薩方言のセンについては、コピュラの取り立て否定形ジャラセンに由来すること、およびジャラセンが単純否定の意味としては機能しないことが指摘されており、やはり、取り立て否定形の持っていた〈同意要求〉の用法に特化する形でセンが析出されたことがわかる。

(3) 標準語研究における〈同意要求〉の規定

本研究で対象とした否定疑問形式由来の終助詞の多くが、同意要求に特化したモダリ

ティ形式となっていることはすでに述べた通りである。標準語において同意要求を担うものとしては、否定疑問文、終助詞「よね」および「ね」が挙げられるが、それぞれが担う同意要求がどのようなものであるかについては詳しい検討がなされていないようである。このような問題意識の下、標準語のモダリティについて研究している研究者、および日本語諸方言の確認要求表現について研究している研究者とともに日本語文法学会においてパネルセッションを行った（三宅知宏・松丸真大・高木千恵「確認要求的表現と対象方言学」日本語文法学会第13回大会パネルセッション、2012年、於：名古屋大学）。

パネルセッションにおいては、「方言からみる「同意要求」のタイプ」として次のような主張を行った。〈同意要求〉を担う各地方言の形式をみると、〈同意要求〉には少なくとも二つの下位タイプが設定できる。まず、〈同意要求〉というものは「話し手の事態把握の提示」と「聞き手の同意表明の要求」という二つの要素からなる。そして〈同意要求〉には、「話し手の事態把握の提示」が前面に押し出されるタイプと、「聞き手の同意要求表明の要求」が前面に押し出されるタイプとがあると考えられるのである。標準語の具体的な形式としては、終助詞の「ね」が前者を、否定疑問文と終助詞の「よね」が後者を担っているといえる。

(4) 本研究の意義と今後の課題

本研究の意義は、次の2点に集約される。

①汎用的な枠組みに基づいた方言終助詞の記述

これまでの方言記述の中には、当該形式を標準語形式に置き換えることでその意味機能を説明するものや、独自の説明装置でもって意味記述を行おうとするものが多く見受けられた。本研究では、否定疑問文の持つ意味用法を網羅し、そこから当該形式の担う意味を記述するというアプローチを採用した。これによって方言間の対照が可能となり、否定疑問形式の終助詞化プロセスの一般化が容易になったと考えている。

②標準語研究への成果の還元

本研究の最終的な目標として、方言研究の成果を標準語研究に還元し、日本語のモダリティ研究に新しい視点を提供するということがあった。標準語研究において詳細な記述が検討されていなかった〈同意要求〉のモダリティについて、二つのタイプが存在していることを指摘できたのは大きな成果であると考えている。今後、北薩方言や長野方言のように、否定疑問形式由来の終助詞が〈確認要求〉や〈勧誘〉のモダリティを担っているケ

ースについて研究を深めることで、日本語の確認要求表現・同意要求表現の包括的な記述のための枠組み構築にさらなる寄与ができるものと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

①高木千恵(2009)「関西若年層の用いる同意要求の文末形式クナイについて」『日本語の研究』5-4: 1-14, 日本語学会, 査読あり

〔学会発表〕(計2件)

①高木千恵, 「方言からみる「同意要求」のタイプ」日本語文法学会第13回大会パネルセッション「確認要求的表現と対照方言学」(三宅知宏・松丸真大・高木千恵), 2012年10月28日, 於: 名古屋大学

②高木千恵「日本語諸方言における同意要求表現ー否定疑問形式由来の文末形式を中心にー」日本音声学会第323回研究例会シンポジウム「日本語諸方言における同意要求表現とその音調の諸相」(岡田祥平・高木千恵・田中ゆかり・早野慎吾), 2011年6月25日, 於: 山梨大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高木 千恵 (TAKAGI CHIE)
大阪大学・文学研究科・准教授
研究者番号: 50454591

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし